

# 正常作動検査の代替手段及びその実施 に関する提案と審査結果について(報告)

- これまでの検討会での議論を踏まえ、「**正常作動性検査の代替手段及びその実施に関する要件**」を作成、公表するとともに、提案を受付。
- 但し、代替手段は、バーゼル条約のE-wasteガイドラインが採択までの**暫定的な措置**であり、随時見直しを行い、廃止も含め、適宜必要な変更を行うことに留意。

項目	要件の内容
(1) 販売状況について	輸入国・中古利用される国(以下、「輸入国等」という。)において、1つ1つの使用済み電気・電子機器が中古品として販売されること*1及びその事実が客観的に確認されること
(2) 修理について	リユースできない場合、輸入国等において確実に修理可能であること(大幅な修理*2が必要な場合については除く)
(3) 日本への返送について	リユース及び修理(大幅な修理を除く)ができない場合、日本に持ち帰る仕組みが確立されること
(4) 検証方法について	代替手段の実施状況が容易に検証されうること。また、検証を可能にするために必要なデータを記録すること。
(5) 実施可能性について	代替手段の提案者がそれを実施するための十分な能力を有していること。

\*1: 販売先については、中古品判断基準「⑤中古市場」において確認できるため、ここでは修理完了までとした。

\*2: バルゼル法の規制対象物となるおそれが高い、有害性のある部品が残さとして発生する修理

- 専門家・関係省庁により構成される審査会において、事業者からの提案が要件を満足しているかについて審査。
- 事業者の顧客情報等、秘密情報を含むため、非公開で開催。

## 審査会の構成

委員	小島 道一 ※座長 (アジア経済研究所 新領域研究センター 環境・資源研究グループ長)
	佐々木 創 (中央大学経済学部 准教授)
	吉田 綾 (独立行政法人国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター 国際資源循環研究室 主任研究員) ※代理: 寺園 淳(同センター 国際資源循環研究室長)
関係省庁	環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル部 適正処理・不法投棄対策室
	経済産業省 産業技術環境局 環境政策課 環境指導室

- 次の4社からの提案が受理され、審査会に付議。
- 2013年12月～2014年2月の間に、各社とも二回の審査会を開催し、提案内容を審査。特に、提案の具体性、検証可能性及び実施可能性に重点を置き、厳格な審査を実施。
- A社、B社、C社については、審査会委員及び環境省が輸出先の調査も実施。

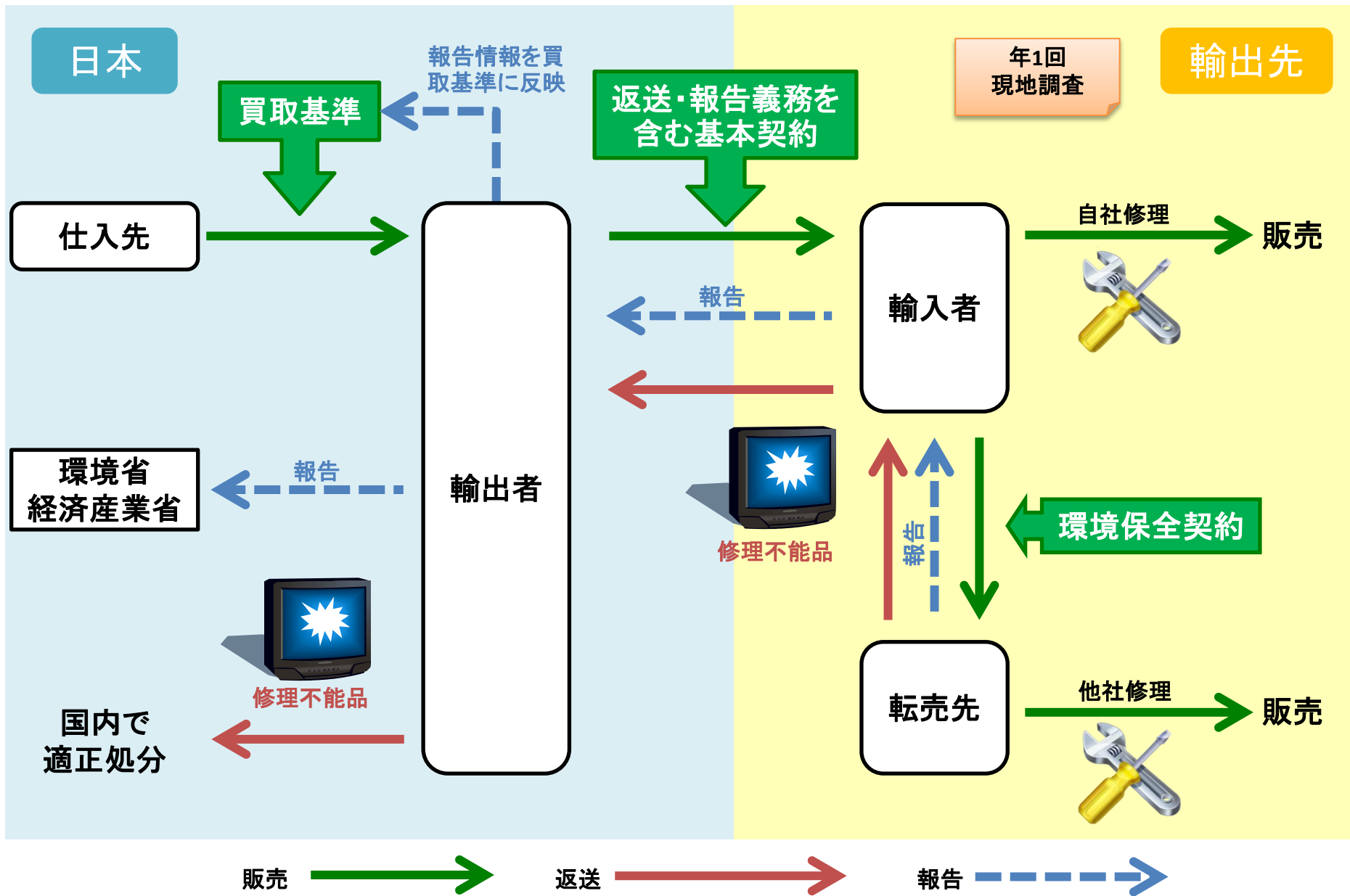
提案者	主な輸出品目 (中古電気・電子機器)	主な輸出先国
A社	テレビ、パソコン、モニター等	香港、フィリピン、マカオ等
B社	テレビ、CDラジカセ、冷蔵庫等	カンボジア、ミャンマー、フィリピン等
C社	家庭用ゲーム機	シンガポール
D社	パソコン、モニター	香港

提案者	提案の概要
A社 B社 C社 *1	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 輸出先で商品として販売できるもののみを輸出する(修理不能品※を輸出しない)ための<b>買取基準</b>(型式・製造年・メーカー等)を整備する。  <small>※修理不能品: 輸出先において修理ができない物及び修理により有害残さが発生する物</small></li> <li>● 輸入者との「<b>基本契約</b>」の中で、<b>修理不能品の返送、修理不能品の台数・個体情報・修理不能理由等の報告</b>を義務付ける。</li> <li>● 輸入者が修理をせずに転売先で修理される場合(再輸出含む)は、輸入者、転売先、修理者との間で「<b>環境保全契約</b>」を締結し、基本契約と同等の返送・報告を義務付ける。</li> <li>● <b>修理不能品は3ヶ月に1回程度返送</b>し、日本国内において適正に処分する。</li> <li>● <b>年1回の現地調査</b>を通じて、修理までのフロー、修理状況等を確認し、レポートを作成する。</li> <li>● 修理不能品の返送状況等について、<b>3ヶ月に1度、環境省、経済産業省に報告</b>する。</li> </ul>

\* 1 : 各社からの提案内容は概ね共通であるが、輸出先等について以下の違いがある。

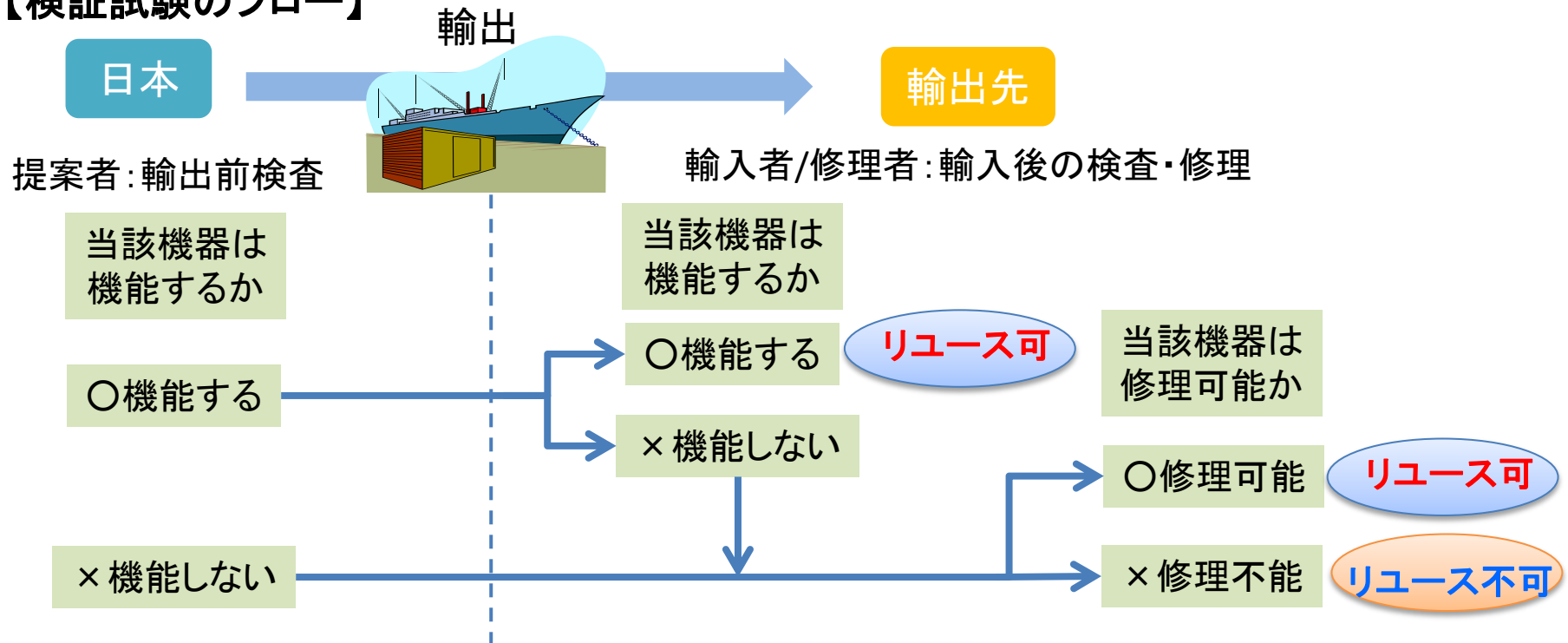
	輸出先国	取引先	輸出品目	修理前の転売
A社	約30ヶ国	約100社	約50品目	有(再輸出含む)
B社	5ヶ国	7社	約20品目	無(輸入代行利用は有り)
C社	1ヶ国	1社(親会社)	家庭用ゲーム機	無(輸入者・修理者は親会社のみ)

# A社、B社、C社からの提案内容



- 審査会は、提案者に対し、**買取り時点で修理不能品を排除していることの裏付け**を提出するよう求めた。
  - 提案者は、**輸出前に機能性の確認を行った上で輸出し、当該機器が輸出先国において修理可能であったかを確認する検証試験**を行った。
- 環境省は、買取り、輸出前の取扱いを確認するとともに、**現地調査(後述)**においても、一部の貨物について修理の状況を確認した。

## 【検証試験のフロー】



# 買取基準の有効性の検証試験（A社、B社、C社）

- 輸出前検査の不良率は、A社11%、B社8%、C社0.01%であった。機器毎のばらつきも見受けられた。輸出先では、A社、B社は修理不能無し、C社は1台のみとの結果であった。
- 検証試験の範囲内においては、買取基準が有効に機能していて、輸出先国で修理可能な機器が輸出されていることが確認された。

提案者	対象品目	輸出先国	輸出台数 (台)	輸出前検査 <sup>※</sup>		修理可否	
				○	×	○	×
A社	ブラウン管TV	フィリピン等	2,093	1,886	207	207	0
	液晶TV	タイ等	1,005	933	72	72	0
	冷蔵庫	フィリピン等	450	374	76	76	0
	洗濯機	フィリピン等	136	131	5	5	0
	エアコン	アフガニスタン	41	41	0	-	-
	デスクトップPC	香港	829	713	116	116	0
	ノートPC	香港等	230	172	58	58	0
	アンプ	ナイジェリア等	79	71	8	8	0
B社	ブラウン管TV	フィリピン	282	259	23	23	0
	液晶TV	カンボジア	62	56	6	6	0
	冷蔵庫	フィリピン等	123	116	7	7	0
	洗濯機	カンボジア等	29	27	2	2	0
C社	家庭用ゲーム機	シンガポール	12,743	12,742	1	0	1

※チリ、アフガニスタン、ナイジェリア向けは輸出前検査ができなかったため、輸出先国到着後の検査結果を採用した。



- 提案者の主な取引先において、中古品として販売されていることを一定程度確認。
- 修理が行われるケースにおいては、小規模な修理(主にクリーニング等だが、一部部品交換もあり)によりリユース可能。

## ■ 販売店の様子

### マニラ(フィリピン)



### プノンペン(カンボジア)



### シンガポール



## ■ 検査・修理の状況

### マニラ(フィリピン)



### マカオ



### 香港



	輸出先国	取引先	輸出品目	修理前の転売
A社	約30ヶ国	約100社	約50品目	有(再輸出含む)

## ○概ね要件を満たす

- 輸出先において中古品として販売されている状況を一定程度把握している。
- 1年に一度、輸入者等を訪問し、代替手段の実施状況を把握し、報告書を作成する。
- 修理不能率の検証試験では、国内で正常に動作しなかった機器について、輸出先ですべてが修理可能であり、買取基準の有効性について、一定程度確認できている。

## △今後の課題

- △ 修理完了の報告及び修理不能品の返送等を輸入者に理解させ、当該内容を盛り込んだ基本契約を締結すること。
- △ 修理前に転売される場合は、自ら又は輸入者等を通じて、修理完了までの全ての当事者間において、修理完了の報告及び修理不能品の返送等を理解させ、当該内容を盛り込んだ契約を締結すること。
- △ 定期的な現地訪問等の実施により、現地における修理内容を確認し、バーゼル法の規制対象となる有害な残さが発生していないことを確認すること。
- △ 輸出先において商品として販売できるもののみを輸出するため、修理不能品に関する輸出先からの定期報告を受け、継続的に、国内の買取基準を整備・更新すること。

	輸出先国	取引先	輸出品目	修理前の転売
B社	5ヶ国	7社	約20品目	無(輸入代行利用は有り)

## ○概ね要件を満たす

- 輸出先において中古品として販売されている状況を一定程度把握している。
- 1年に一度、輸入者等を訪問し、代替手段の実施状況を把握し、報告書を作成する。
- 修理不能率の検証試験では、国内で正常に動作しなかった機器について、輸出先ですべてが修理可能であり、買取基準の有効性について、一定程度確認できている。

## △今後の課題

- △ 修理完了の報告及び修理不能品の返送等を輸入者に理解させ、当該内容を盛り込んだ基本契約を締結すること。
- △ 定期的な現地訪問等の実施により、現地における修理内容を確認し、バーゼル法の規制対象となる有害な残渣が発生していないことを確認すること。
- △ 輸出先において商品として販売できるもののみを輸出するため、修理不能品に関する輸出先からの定期報告を受け、継続的に、国内の買取基準を整備・更新すること。

	輸出先国	取引先	輸出品目	修理前の転売
C社	1ヶ国	1社(親会社)	家庭用ゲーム機	無(輸入者・修理者は親会社のみ)

## ○概ね要件を満たす

- 輸出先において中古品として販売されている状況を把握している(輸入者は、輸出者の親会社であり、同社が全て修理を行っている)。
- 1年に一度、輸入者を訪問し、代替手段の実施状況を把握し、報告書を作成する。
- 修理不能率の検証試験では、国内で正常に動作しなかった機器について、輸出先でほぼすべてが修理可能であり、買取基準の有効性について、一定程度確認できている。

## △今後の課題

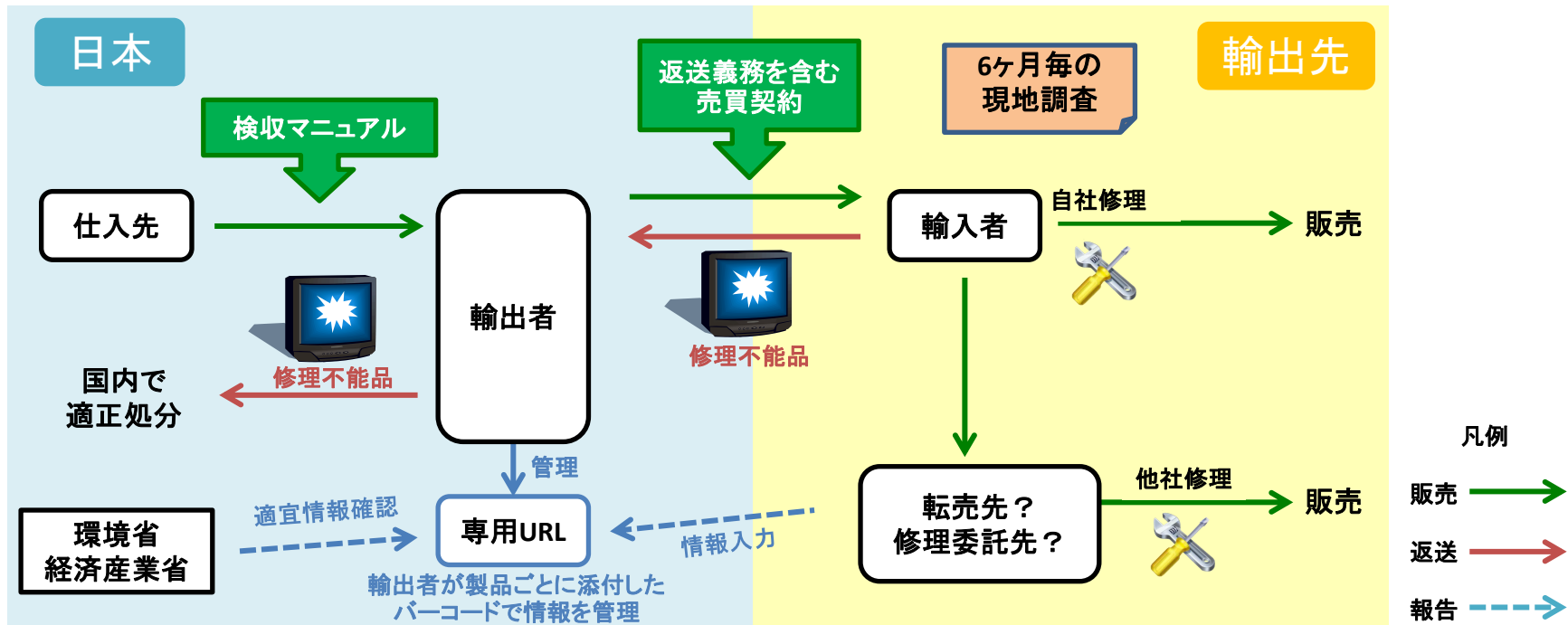
- △ 修理完了の報告及び修理不能品の返送等を輸入者に理解させ、当該内容を盛り込んだ基本契約を締結すること。
- △ 定期的な現地訪問の実施により、現地における修理内容を確認し、バーゼル法の規制対象となる有害な残渣が発生していないことを確認すること。
- △ 輸出先において商品として販売できるもののみを輸出するため、修理不能品に関する輸出先からの定期報告を受け、継続的に、国内の買取基準を整備・更新すること。

- 提案は概ね要件を満たしており、指摘された課題についても具体的な改善策を講じることを条件として、**当該提案の運用を認めて差し支えない**と判断する。
- 代替手段は、バーゼル条約E-wasteガイドライン採択までの間の**暫定的な実施**とする。実施にあたっては、次の事項に留意すること。
  - ✓ 実効性の高い実施体制を構築すること
  - ✓ 代替手段が確実に履行されていることの継続的な検証を行うこと
  - ✓ 代替手段の実施に関する定期的な報告を行うこと
  - ✓ 環境省が必要に応じて行う輸出先国における現地調査等に協力すること
- 提案内容の確実な履行に加えて、その実施状況及び指摘された課題への対応状況について、環境省及び経済産業省への定期的な報告が求められる。

## 提案者

## 提案の概要

- D社
- 輸出者と輸入者との間の契約で修理不能品の返送義務・再輸出禁止規定を盛り込む。
  - 修理不能品は毎月末に返送し、日本国内において適正に処分する。
  - 修理不能品が発生した場合は、製品に添付したバーコードNo.をアクセス制限付き専用URLに入力させることで返送品の発生状況をフィードバックさせる。関係者は、当該URLを通じて、入力された情報を確認できる。
  - 6ヶ月に1回の現地調査で現地での修理状況・販売状況等を確認する。



	輸出先国	取引先	輸出品目	修理前の転売
D社	1ヶ国	1社	PC、モニター	無(輸出先国内で全数修理)

## ○概ね要件を満たす

- 半年に一度、輸入者等を訪問し、代替手段の実施状況を把握する。
- 専用URLを通じた修理不能品の返送状況等の確認、半年に一度の現地訪問による実態把握を通じて、代替手段の実施状況が検証できると考えられる。

## △今後の課題

- △ 自社のリソースが限られており、提案内容を確実に履行できるのか、確認できていない。
- △ 提案者による輸出先の詳細な調査は行われておらず、修理者まで含めた取引フロー、修理の体制等が確認できていない。
- △ 買取及び検品の基準は、主に外観で判断しており、現地での修理状況のフィードバックに基づく確実に修理可能なものの基準として構築されたものではない。
- △ 修理不能率の検証は行われておらず、実際に修理不能品の発生状況が確認できていない。
- △ 修理者(≠輸入者)による修理において、修理不能品の返送がどのように担保されるのか、確認できていない。

- 本提案については、課題が多く、代替手段の要件を満足すると判断することは困難であった。よって、**代替手段の運用を認めることはできない。**
- なお、今後、指摘された課題を改善し得る提案を新たに行うことは妨げない。



❖代替手段の適正な運用の確保のため、環境省及び経済産業省は、今後以下の対応を行っていくこととしたい。

① **提案者からの定期報告**において、審査会で指摘された課題への対応状況や代替手段の実施状況等を確認する。

② **輸出前の貨物の検査**等を通じて、代替手段の実施状況を確認する。

※中古品判断基準のうち、基準②正常作動性以外は、提案者にも等しく適用される。

③ 必要に応じて、輸出先国における取扱い状況に関する**現地調査**を行う。